



鳥取県公報

令和3年8月10日（火）
第9325号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県営土地改良事業計画の変更（426）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定の解除（427）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2
	砂利採取法による採取計画の変更認可の公表（428）（鳥取県土整備事務所）・・・・・・ 2
	土地改良区の役員の退任（429）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 3
	指定障害福祉サービス事業者の指定（430）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・ 3
	土地改良区の役員の就退任（431）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（警察本部会計課）・・・・・・・・・・ 5

告 示

鳥取県告示第426号

県営土地改良事業（県営農村地域防災減災事業 西谷地区 ため池整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第19項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和3年8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和3年8月10日から同月30日まで
- 3 縦覧に供する場所
八頭町役場
- 4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第427号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市気高町浜村字西濱783の1628
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第428号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

令和3年8月10日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 河 田 英 明

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
千馬商会 代表者 千馬 高広	鳥取市湖山町北三丁目468	鳥取市伏野字塚松2535-1外2筆 (10,897.38平方メートル)	砂 (41,781.25立方メートル)	採取の期間	令和2年5月27日から 令和3年5月26日まで	令和2年5月27日から 令和4年5月26日まで	令和3年5月28日
有限会社フォワード 代表取締役	鳥取市湖山町北四丁目701	鳥取市気高町八幡字新田西立408-4外7筆	砂 (47,209立方メートル)	採取の期間	令和2年10月3日から 令和3年10	令和2年10月3日から 令和4年7月	令和3年7月14日

邨上 修		(9,753.89平方メートル)			月2日まで	14日まで	
〃	〃	〃	〃	砂利採取場の所在地及び面積	鳥取市気高町八幡字新田西立408-4外6筆 (4,669.68平方メートル)	鳥取市気高町八幡字新田西立408-4外7筆 (9,753.89平方メートル)	〃
〃	〃	〃	〃	掘削区域の面積	3,992.97平方メートル	8,519.11平方メートル	〃
〃	〃	〃	〃	採取する砂利の種類及び数量	砂(17,157立方メートル)	砂(47,209立方メートル)	〃

鳥取県告示第429号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり仙津土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年8月10日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

退任した役員の氏名及び住所

理 事 音 田 和 彦 東伯郡湯梨浜町大字長江258

令和3年7月23日退任

鳥取県告示第430号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和3年8月10日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 博愛会	米子市一部555	ショートステイときぞう	米子市一部555	短期入所	令和3年8月1日
公益社団法人 青年海外協力協会	長野県駒ヶ根市 中央16-7	JOCA南部	西伯郡南部町法勝寺 484	就労継続支援B型	〃

鳥取県告示第431号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大山町名和土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年8月10日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

退任した役員の氏名及び住所

理 事 近 藤 大 介 西伯郡大山町豊成1018

〃	二 宮 教 和	西伯郡大山町豊成919
〃	野 口 友 幸	西伯郡大山町豊成688
〃	林 原 莊 祥	西伯郡大山町豊成492
〃	角 田 道 風	西伯郡大山町倉谷588－ 1
〃	竹 宮 寿 明	西伯郡大山町小竹334
〃	牧 野 祥 三	西伯郡大山町小竹690
〃	小 谷 茂	西伯郡大山町東坪922
〃	金 田 聰	西伯郡大山町東坪1219
〃	日 野 則 行	西伯郡大山町東坪192
〃	田 中 延 明	西伯郡大山町西坪152
〃	岩 波 宏 承	西伯郡大山町御来屋782
〃	渡 辺 潤 造	西伯郡大山町名和390
〃	林 原 一 英	西伯郡大山町名和1320－ 3
〃	林 原 幸 治	西伯郡大山町門前27－ 1
〃	真 島 英 雄	西伯郡大山町加茂199
〃	山 根 伸 穂	西伯郡大山町加茂1035
〃	鳥 橋 千 廣	西伯郡大山町富長69－ 1
〃	戸 野 要 介	西伯郡大山町富長809
〃	鍋 倉 保 房	西伯郡大山町古御堂232－ 2
〃	野 口 清	西伯郡大山町茶畑311－ 1
〃	齋 藤 伸 一	西伯郡大山町高田614
〃	森 続 晃 正	西伯郡大山町高田160
〃	前 田 繁 昌	西伯郡大山町高田1112－ 37
〃	谷 野 貴 則	西伯郡大山町押平161
〃	中 原 博	西伯郡大山町押平631
〃	勝 部 浩 美	西伯郡大山町大塚248
〃	西 村 伸 二	西伯郡大山町大塚1068－ 2
監 事	高 見 晃	西伯郡大山町東坪855－ 1
〃	荒 松 尚 行	西伯郡大山町門前70
〃	船 原 淳 一	西伯郡大山町大塚806－ 1

令和3年7月19日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	近 藤 大 介	西伯郡大山町豊成1018
〃	永 井 滋	西伯郡大山町豊成3016
〃	野 口 友 幸	西伯郡大山町豊成688
〃	上 中 浩 一	西伯郡大山町豊成512
〃	藤 田 均	西伯郡大山町倉谷511－ 2
〃	竹 宮 寿 明	西伯郡大山町小竹334
〃	牧 野 祥 三	西伯郡大山町小竹690
〃	小 谷 茂	西伯郡大山町東坪922
〃	金 田 聰	西伯郡大山町東坪1219
〃	中 井 廣 到	西伯郡大山町東坪286
〃	西 山 弘	西伯郡大山町西坪140
〃	岩 波 宏 承	西伯郡大山町御来屋782

〃	宮 川 秀 雄	西伯郡大山町名和189
〃	林 原 一 英	西伯郡大山町名和1320- 3
〃	林 原 幸 治	西伯郡大山町門前27- 1
〃	真 島 英 雄	西伯郡大山町加茂199
〃	荒 松 豪	西伯郡大山町加茂552
〃	鳥 橋 千 廣	西伯郡大山町富長69- 1
〃	国 谷 容	西伯郡大山町富長686
〃	橋 本 泰	西伯郡大山町富長804
〃	山 根 健 司	西伯郡大山町古御堂393- 1
〃	杉 原 由 信	西伯郡大山町茶畑410- 1
〃	齋 藤 伸 一	西伯郡大山町高田614
〃	中 原 誠	西伯郡大山町高田487
〃	前 田 繁 昌	西伯郡大山町高田1112- 37
〃	谷 野 貴 則	西伯郡大山町押平161
〃	中 原 正 博	西伯郡大山町押平413
〃	勝 部 浩 美	西伯郡大山町大塚248
〃	船 原 悟	西伯郡大山町大塚815
監 事	林 原 憲 昭	西伯郡大山町豊成948- 1
〃	森 続 晃 正	西伯郡大山町高田160
〃	江 原 宏 昭	西伯郡大山町栄田313

令和3年7月20日就任 任期4年

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県警察放置駐車違反管理システム賃貸借及び保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 契約期間等

ア 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日（金）まで

イ 借入物品及び購入物品の納入期限

令和4年2月18日（金）

ウ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

令和4年3月1日（火）から令和10年2月29日（火）まで（72月）

(5) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)のウの期間(72月)で月割りした1月当たりの単

価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、併せて内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

ア 調達案件に係る機器の設定、搬入及び設置に要する費用

イ （1）の物品に係る（4）のウの期間における賃貸借料（仕様書に定める調達範囲一式の総額、賃貸借期間満了後における借入物品の撤去費、処分費その他の費用を含む。）及び保守料の総額

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で次の（1）に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者で次の（2）に掲げる要件を全て満たすものの代表である者とする。

（1）単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

エ 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録され、かつ、事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和3年8月17日（火）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

オ 1の（2）の業務を履行できる者であること。

カ （2）の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

キ 鳥取県との協力、連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

（2）第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが（1）のア、イ、ウ、オ及びキの要件を全て満たしていること。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録されており、他の1者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和3年8月17日（火）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271
鳥取県警察本部警務部会計課庶務集中室契約係
電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で令和3年8月10日(火)から同月16日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年9月22日(水)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月21日(火)午後5時とする。)

イ 場所

鳥取市東町一丁目271
鳥取県警察本部聴聞室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒にそれぞれ「1回目」、「2回目」及び「3回目」と回数を明記し、密封して提出しなければならない。

なお、2回目以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない封筒は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和3年8月31日(火)午後5時までに持参し、又は郵便等により送付し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除とする。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した1月当たりの単価に72を乗じて得た額の100分の10以上の額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、別記「鳥取県IT調達低価格入札調査制度実施要領」により、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札したものを落札者とするところがあるため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

A suite of illegal parking management system, 1 set

A suite of software to be purchased, 1 set

(2) August 31, 2021 5:00 PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) September 22, 2021 2:00 PM: Time-limit for submission of tenders

(September 21, 2021 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice: Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8520 Japan TEL : 0857-23-0110